

PF0A 等の第一種特定化学物質への指定等に係る スケジュールの再変更について（報告）



2020年9月7日から同年10月20日に行われた三省合同会合（厚生労働省、経済産業省、環境省）において、第一種特定化学物質に指定することが適当とされたジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PF0A）とその塩及び PF0A 関連物質の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの変更について、議事資料が公開されました。

ジコホル、PF0A とその塩及び PF0A 関連物質については、2019年4月末から2019年5月頭にかけて開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第9回締約国会議（COP9）において、附属書A（廃絶）に追加することが決定されました。

これを踏まえ、2019年7月24日の3省合同会合において、ジコホル、PF0A とその塩及び PF0A 関連物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られ、2019年9月20日の3省合同会合において、必要な措置についてとりまとめられました。

その内容について、意見募集がされた結果、エッセンシャルコースの指定等について追加の検討が必要な事例が確認され、スケジュールの見直しがされました。

さらに、2019年7月24日の3省合同会合において審議したPF0A 関連物質の指定に関する内容は、PF0A に分解しない可能性がある物質が含まれるという指摘があり、各国の規制の方向性を調査するとともに条約事務局等とも調整の上、検討を継続されています。

このような状況を踏まえ、改めて下記のスケジュールが予定されています。

今後の予定（不確定要素が含まれるため、前後する可能性があります。）

＜ジコホル、PF0A とその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等に係る措置＞

- ・2020年11月以降:TBT 通報(世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)に基づき、WTO 事務局に本件を通報し加盟国から意見を受付)、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
- ・2021年4月以降:公布
- ・2021年10月以降:施行

＜PF0A 関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルコースの指定、輸入禁止製品等に係る措置＞

- ・2021年1月:3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る再審議
- ・2021年3月:3省合同会合におけるエッセンシャルコース等に係る再審議
- ・2021年6月以降:TBT 通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
- ・2021年9月以降:公布
- ・2022年3月以降:施行

当社では、PF0S や PF0A の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2020年8月28日付 環境省報道発表資料\(議事資料\)](#)

分析技術箇所 長谷川知草

